

# 静岡県リサイクル認定製品募集要項

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

静岡県では、リサイクル製品の利用推進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を促進し、循環型社会の構築を目指すことを目的として、「静岡県リサイクル製品認定制度」（以下「認定制度」という。）を平成17年度に創設しました。

申請の受付を次のとおり随時行っていますので、「静岡県リサイクル製品利用推進要綱」（平成17年10月18日静岡県告示第1170号。以下「要綱」という。）を確認の上、申請してください。

## 1 受付

月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。） 午前9時から午後4時まで

## 2 申請窓口・相談窓口

相談・申請書提出は次の窓口へお願いします。

一般社団法人 静岡県環境資源協会

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1 産業経済会館6階

電話：054-252-9023 FAX：054-652-0667

※原則として事前相談をお願いします。

※窓口にお越しの際は事前に連絡して担当者の在席を確認してください。

※ホームページ（静岡県リサイクル製品認定制度）

「静岡県リサイクル製品認定制度」で検索

## 3 認定対象製品

認定の対象となる原材料廃棄物は、「廃棄物及び廃棄物であった物（間伐材等の未利用材・低利用材を含む）」とします。

認定の対象となるリサイクル製品は、要綱第5に掲げる次の要件に適合しているものとします。

- (1) 現在県内で販売されているもの又は申請から6か月以内に県内で販売されることが確実なものであること
- (2) 県内で製造又は加工されるものであること
- (3) 生活環境の保全に関する措置が講じられている事業場において製造又は加工されるものであること
- (4) 静岡県リサイクル認定製品認定基準（要綱別表参照）に適合していること

## 4 認定基準の主な内容

### (1) 安全性への配慮

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと
- ・屋外使用製品など土壌に溶出する可能性のあるものについては、環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること
- ・原材料に焼却に伴って生じた汚泥や燃え殻等を使用したもの、燃焼、炭化等の工程を経たものなどは、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること
- ・当該製品について適用される関係法令等を遵守していること ほか

### (2) 規格等

- ・JIS規格、JAS規格、エコマーク認定基準等の規格に適合していること

### (3) 廃棄物等使用割合

- ・エコマーク対象商品類型の品目にあつては、当該商品類型認定基準等に定められた再生材等使用割合 ほか

## 5 提出書類（品目名及び添付資料は、別紙1、2を確認してください）

### (1) 申請書

静岡県リサイクル認定製品認定申請書（様式第1号） ※新規の場合

静岡県リサイクル認定製品認定申請書（様式第3号） ※更新の場合

### (2) 添付資料

ア 当該製品及び製品説明書等

イ 当該製品製造フロー図

ウ 静岡県リサイクル認定製品認定基準に適合していることを証する書類

エ 会社案内等

オ 申請者の適格性に係る誓約書

カ その他上記記載事項を証する書類

キ 認定証の写 \*更新の場合

### (3) 提出部数

正本1部 副本1部

※ 事務局審査の進捗にあわせ、副本の追加提出があります。（部数はおって連絡）

### (4) その他

・ 試験成績書等は、申請書提出日の過去1年以内のものとしします。

## 6 審査方法

申請書の受付後、現地調査を行い、学識経験者等からなる静岡県リサイクル製品利用推進・認定審査委員会で審査を行います。

## 7 認定までの流れ

※認定期間は認定日から5年間です。（更新可能です）

受付期間	①書類審査	②現地調査	③審査委員会	④認定時期
1月～6月	随時	6～7月	9月	9月
7月～12月	随時	11～12月	2月	2月

## 8 認定のメリット

### (1) 認定製品の広報、積極的利用の呼びかけ

県は、県民、市町及び関係機関に対し、認定製品の広報（パンフレットの作成やホームページ掲載等）を図るとともに、その積極的利用を呼び掛けます。

### (2) 県の取組

県は、県が行う工事、事務用品等を発注する場合に、品質面、価格面等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、他の基準、施策等に配慮した上で、認定製品を使用するよう努めます。

### (3) 認定マーク

認定事業者は、認定製品に認定マークを表示することができます。

## 9 「要綱 別表 静岡県リサイクル認定製品認定基準」における留意点

### (1) 規格等 5 その他知事が適当と認めるもの

・ 現在、認めたものではありません。

### (2) 廃棄物等使用割合 3 その他知事が認める廃棄物使用割合

・ 現在、「再生加熱アスファルト混合物の溶融スラグの使用割合は、静岡県交通基盤部策定の「加熱アスファルト混合物用骨材として使用する溶融スラグの取扱基準(案)」に掲げる溶融スラグの混入率10%程度とする。」が、知事が認めたものとしてあります。

### (3) その他 知事が特に廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの

・ 現在、認めたものではありません。

## 10 制度に関する問合せ先

\*静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 資源循環班

電話：054-221-2426 E-mail:hai@pref.shizuoka.lg.jp